

お知らせ



「特別児童扶養手当」

家庭で介護されている重い障害や病気をもつ児童（20歳未満）の福祉の増進を図ることを目的に国が支給する手当です。該当すると思われる方は、申請してください。

◇受給できる方

手当を受けることができる方は、身体や精神に「障害等級表」に該当する程度の障害のある児童を監護している父若しくは母、または父母に代わって児童を監護している方（養育者）です。

◇手当の基準額（平成20年4月）

1級 50,750円
2級 33,800円
*児童一人あたり月額

◇所得による支給制限

手当を受ける方、または手当を受ける方と生計を同一にする方（配偶者など）の前年の所得が限度額以上である場合は停止されます。
*詳しいことは広報さんむ8月号をご覧ください。

問合せ

社会福祉課障がい福祉係
☎0479(80)8364

障害等級表

判定方法	2級	1級	
所定の診断書	必ずしも助けを借りる必要はないが、日常生活が極めて困難である状況	日常生活において常に介助、補助を必要とする状況	精神障害
療育手帳のBの1以下 ↓所定の診断書	療育手帳のおおむねBの1	療育手帳(A)・A	知的障害
心臓等の内部障害 ↓所定の診断書	肢体不自由等の外部障害 ↓身体障害者手帳の写し	身体障害者手帳のおおむね1・2級	身体障害

10月から変わります

障害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準

新しい免除基準（平成20年10月1日から）

	全額免除 [障害者の方を世帯構成員に有する場合]	半額免除 [障害者の方が世帯主で受信契約者の場合]
身体障害者	世帯構成員全員が 市民税非課税 ※生活状態の条件を「市民税非課税」に統一	○視覚・聴覚障害者 [変更なし] ○重度(1・2級)の身体障害者 ※内部機能障害等を追加
知的障害者	世帯構成員全員が 市民税非課税 ※重度の知的障害者(療育手帳A・A)以外も対象	重度の知的障害者(療育手帳A・A) ※これまでは適用外
精神障害者	世帯構成員全員が 市民税非課税 ※これまでは適用外	重度(1級)の精神障害者 ※これまでは適用外

受信料減免には申請手続きが必要です。

問合せ

NHK視聴者コールセンター ☎(0120)151515
NHK千葉放送局営業部 ☎043(227)7314
社会福祉課障がい福祉係 ☎0479(80)8364

心と身体の相談室デイサービス教室

『Wai Wai』が10月からスタート

心に悩みを持っている障害者と家族のための、無料相談窓口です。「誰かにこの思いを聞いてもらおう」ことは抱えている悩みや心配ごとの解決への第一歩なのです。ひとりで悩まずに、是非ご相談ください。

開催日 10月6日(月)(松尾IT保健福祉センター)
10月20日(月)(山武保健福祉センター)

時間 午後2時30分～5時

問合せ 社会福祉課障がい福祉係

☎0479(80)8354

地域生活支援センター「ゆりの木」

☎(50)4545